

平成17年4月

平成16年の暴力団情勢

【確定値版】

警察庁組織犯罪対策部
暴力団対策課
企画分析課

平成16年の暴力団情勢目次

1 暴力団情勢	1
(1) 暴力団構成員等の状況	1
(2) 主要暴力団の動向等	1
ア 山口組の動向等	1
イ 住吉会の動向等	2
ウ 稲川会の動向等	2
エ 上記以外の暴力団の動向等	2
(3) 組織の解散、壊滅状況	3
2 暴力団犯罪の検挙状況	3
(1) 全般的検挙状況	3
(2) 検挙状況から見た暴力団犯罪の特徴的傾向	7
(3) 主要3団体に係る犯罪の検挙状況	8
(4) 組織的犯罪処罰法の適用状況	8
(5) 対立抗争事件の発生状況等	10
ア 対立抗争事件の発生状況	10
イ 銃器発砲事件数	10
ウ けん銃押収丁数	11
(6) 資金獲得犯罪の検挙状況	12
ア 資金獲得犯罪の全般的傾向	12
イ 伝統的資金獲得犯罪	12
ウ 金融・不良債権関連事犯	13
エ 企業活動を利用した資金獲得犯罪	14
金融業、産業廃棄物処理業、建設業、宅地建物取引業	
オ 企業対象暴力及び行政対象暴力の検挙状況	17
カ 詐欺の検挙状況	18
キ 窃盗及び強盗の検挙状況	19

3 暴力団対策法の施行状況等	20
(1) 指定状況	20
(2) 行政命令の発出状況	22
ア 中止命令	22
イ 再発防止命令	24
ウ 事務所使用制限命令	24
(3) 命令違反事件の検挙状況	24
4 暴力団排除活動の現状	25
(1) 行政対象暴力対策の推進	25
(2) 民事訴訟支援等の推進	26
(3) 各種業及び公共事業からの暴力団排除	26
(4) プロ野球球場からの暴力団排除活動	27
(5) 暴力団関係相談の受理状況	27
(6) 暴力団構成員の離脱促進、社会復帰対策の状況	28

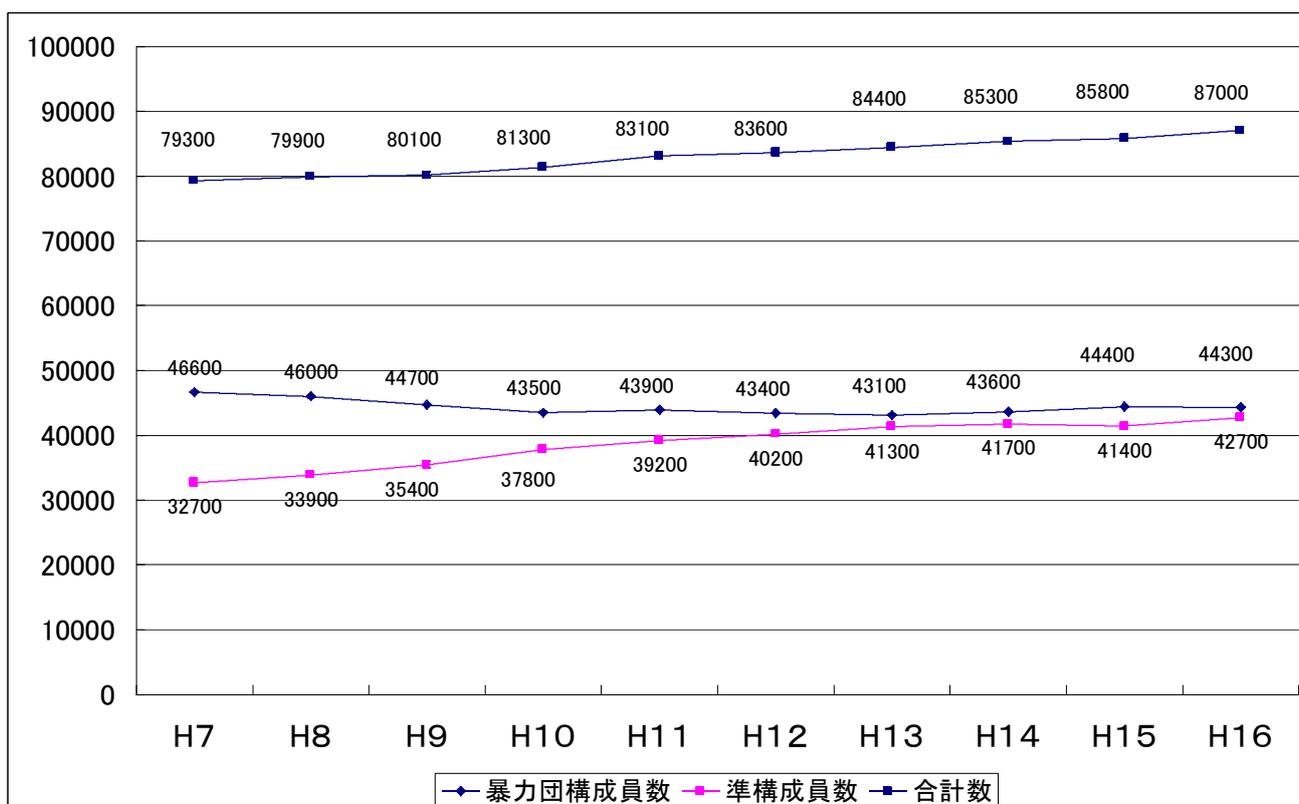
1 暴力団情勢

(1) 暴力団構成員等の状況

暴力団構成員及び準構成員（以下「暴力団構成員等」という。）の合計数は、平成8年以降微増傾向にあり、平成16年末現在約8万7,000人で、引き続き微増している（前年比約1,200人（1.4%）増加）。うち暴力団構成員の数は約4万4,300人で、前年に比べ約100人減少している一方、準構成員は約4万2,700人で、約1,300人増加している（図表1）。

また、五代目山口組（以下「山口組」という。）、稲川会及び住吉会の3団体（以下「主要3団体」という。）の暴力団構成員等は約6万1,300人（全暴力団の70.5%）で、うち暴力団構成員は約3万2,300人（全暴力団の72.9%）であり、主要3団体による寡占化が進んでいる。

図表1 暴力団構成員等の推移



(2) 主要暴力団の動向等

ア 山口組の動向等

全暴力団構成員等の総数の約45.1%を占める山口組は、依然として、関東地方をはじめ全国への進出を活発に行っており、地元組織との対立の火種となっている。

勢力拡大の比較的大きな動きとしては、平成16年後半に、静岡県に本拠を置く指定暴力団極東桜井總家連合会の多くの傘下組織が、山口組の複数の傘下組織に吸収されたことが挙げられる。

また、対立抗争の動向をみると、平成15年4月、山口組の中でも大きな勢力を有する有力傘下組織が住吉会傘下組織との間で栃木県内をはじめ7県に及ぶ大規模な対立抗争を引き起こし、平成16年2月には、山口組の中でも最大の勢力を有する別の有力傘下組織が飯島会との間で5都道県に及ぶ大規模な対立抗争を引き起こし、いずれの対立抗争においても多数の者を死傷させており、山口組の有力傘下組織が互いに先を争って全国に進出し、その暴力性を誇示しようとしている動向がう

かがわれる。

そのような状況の中、暴力団の対立抗争により市民が犠牲となる悲惨な実態を踏まえ、平成16年4月、指定暴力団等の対立抗争における凶器を用いた暴力行為による生命、身体又は財産に係る損害について、当該指定暴力団の代表者等に無過失損害賠償責任を負わせる「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律」が成立した。さらに、平成16年11月12日には、最高裁判所が、平成7年8月に発生した山口組と会津小鉄会の対立抗争において警察官が誤射殺害された事件に係る損害賠償請求訴訟において、山口組組長の使用者責任を認める判決を下した。

その後、平成16年11月28日、兵庫県神戸市内の山口組総本部事務所で開催された山口組緊急定例会の席上において、執行部から、山口組組長が休養し山口組の組織運営を執行部合議制とする旨の発表がなされたものとみられる。上記の最高裁判所判決を踏まえた実態隠ぺい等の動向も含め、その意図するところや今後の影響等については更なる分析が必要であり、山口組の権力構造・意思決定構造に今後どのような変化が生じるかについて即断はできないが、今後の動向に一層の注意が必要である。

また、山口組においては、組織のNo.2とされる「若頭」が平成9年8月以来不在となっているなどの現状を踏まえ、執行部等の体制の確立・強化を図ろうとしているものとみられるが、平成16年2月、有力傘下組織の組長が銃刀法違反事件で大阪高等裁判所で有罪判決を受け、同年3月、別の有力傘下組織の組長が別の銃刀法違反事件で収監されるなどしており、これらの状況が、組織強化の動きの行方にも影響を与えているものとみられる。なお、平成16年中、山口組においては、いわゆる直参と呼ばれる組長の人数が106人から97人に減少するなどの動向があったが、これも直参の選別強化の一環であるとの見方もある。

イ 住吉会の動向等

構成員数において山口組に次ぐ住吉会は、関東近県に強固な地盤を持つことなどから、関東での活動を拡大しようとする山口組との間で、対立を招く要素を多く抱えているとみられる。平成16年10月には、東京都内のホテルにおいて、住吉会傘下組織構成員らが山口組傘下組織構成員らにけん銃を発砲して2名を殺害、数名に重軽傷を負わせる事件が発生するなどした。今後、山口組との対立も含め、その動向に注意が必要である。

ウ 稲川会の動向等

稲川会については、稲川会会長と山口組組長が暴力団社会における擬制血縁関係上の兄弟とされているものの、平成16年4月には北海道、5月には千葉県において、稲川会傘下組織と山口組傘下組織による対立抗争が発生するなどしている。

なお、稲川会は、現総裁と現会長が実の父子関係にあり、また、現会長の実子は、稲川会傘下組織の長であり、かつ、稲川会会長秘書の地位にあるところ、将来にわたる稲川会の権力構造の在り方の動向についても注意していく必要がある。

エ 上記以外の暴力団の動向等

共政会は、四代目会長の死後、平成16年4月、当時の副会長が会長を継承し、五代目共政会となったが、同年6月、当該五代目会長は、広島県警察により、恐喝事件で検挙されている。

四代目工藤會（以下「工藤會」という。）は、平成15年8月の倶楽部「ぼおるど」に対する爆発物投てき事件をはじめとする暴力団追放運動の担い手たる市民に対する凶悪事件や、発砲事件等を繰り返し敢行しており、福岡県警察を中心に、これに対する強力な取締りを行っているところである。

(3) 組織の解散、壊滅状況

暴力団組織の解散、壊滅数は、平成16年は全体で172組織（暴力団構成員数約1,100人）であり、そのうち、主要3団体の傘下組織の解散、壊滅は132組織（暴力団構成員数約710人）で、全体の76.7%（暴力団構成員数約64.5%）を占めている。

2 暴力団犯罪の検挙状況

(1) 全般的検挙状況

平成16年中における暴力団構成員等の検挙人員は2万9,325人で、前年に比べ1,225人（4.0%）減少し、このうち構成員の検挙人員は9,180人で、前年に比べ930人（9.2%）減少している（**図表2-1、2**）。

暴力団構成員等の検挙人員を刑法犯、特別法犯別に見ると、刑法犯は1万9,472人、特別法犯は9,853人で、前年に比べ、刑法犯は793人（3.9%）減少、特別法犯は432人（4.2%）減少している（**図表2-1**）。

また、暴力団構成員等の検挙人員を罪種別に見ると、覚せい剤取締法違反が5,412人（構成比18.5%）と最も多く、次いで傷害が4,319人（同14.7%）、窃盗が3,265人（同11.1%）、恐喝が2,808人（同9.6%）、詐欺が1,821人（同6.2%）の順になっている（**図表2-1**）。

さらに、暴力団構成員等の検挙件数は5万1,305件で、前年に比べ1,571件（3.0%）減少している（**図表2-3**）。

図表2-1 暴力団構成員等の罪種別検挙人員の比較

年次		平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
罪種名	殺人	305	294	299	313	310
	強盗	596	651	652	755	727
	放火	60	48	77	61	61
	強姦	201	163	180	132	137
	凶器準備集合	61	79	109	136	92
	暴行	1,185	1,222	1,231	1,273	1,233
	傷害	5,021	4,838	4,904	4,651	4,319
	脅迫	591	613	606	551	487
	恐喝	3,290	3,070	2,954	3,092	2,808
	窃盗	2,623	2,757	2,917	3,396	3,265
	詐欺	1,556	1,723	1,695	1,701	1,821
	横領	113	107	117	101	108
	文書偽造	355	293	462	357	323
	賭博	1,164	1,238	1,374	780	837
	わいせつ物頒布等	126	112	62	80	128
	公務執行妨害	466	462	493	543	569
	うち競売等妨害	110	78	80	83	98
	犯人蔵匿	69	60	99	82	69
	証人威迫	11	15	6	13	3
	逮捕監禁	412	474	471	444	414
信用毀損・威力業務妨害	119	108	86	82	102	
器物損壊	573	515	641	618	637	
暴力行	78	46	59	73	126	
その他刑法犯	693	762	911	1,031	896	
刑法犯合計	19,668	19,650	20,405	20,265	19,472	
特別法	出入国管理・難民認定法	27	48	40	27	42
	軽犯罪法	211	353	282	291	293
	めいてい者規制法	4	7	7	3	7
	迷惑防止条例	195	272	208	237	215
	暴力団対策法	3	8	14	17	21
	自転車競技法	338	201	132	99	81
	競馬法	270	174	151	100	186
	モーターボート競走法	127	114	88	41	55
	小型自動車競走法	1	5	0	0	0
	風営適正化法	201	231	313	263	435
	青少年保護育成条例	116	111	93	99	99
	売春防止法	253	296	253	260	267
	児童福祉法	118	122	148	133	204
	出資法	57	76	68	258	160
	貸金業規制法	41	64	52	130	129
	宅地建物取引業法	0	2	5	1	8
	建設業法	17	19	20	18	34
	銃刀法	711	650	588	602	597
	火薬類取締法	3	4	8	3	4
	麻薬等取締法	26	35	44	84	170
あへん法	1	1	8	0	0	
大麻取締法	242	325	381	515	530	
覚せい剤取締法	7,720	7,298	6,699	6,016	5,412	
毒劇物法	260	242	190	242	211	
廃棄物処理法	121	204	225	260	181	
労働基準法	13	15	6	5	4	
職業安定法	67	51	36	28	57	
健康保険法	0	5	1	0	2	
労働者派遣事業法	5	3	11	4	6	
旅券法	10	8	8	9	3	
麻薬等特別法	10	11	40	35	19	
その他の特別法犯	218	312	300	505	421	
特別法犯合計	11,386	11,267	10,419	10,285	9,853	
総計	31,054	30,917	30,824	30,550	29,325	

注：「犯人蔵匿」は、組織的犯人蔵匿を含む。

図表2-2 暴力団構成員の罪種別検挙人員の比較

罪種名		年次					
		平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	
刑	殺人	152	152	151	169	156	
	強盗	148	172	177	182	189	
	放火	20	9	18	23	16	
	強姦	33	42	46	40	33	
	凶器準備集合	43	14	10	34	16	
	暴行	520	464	466	499	446	
	傷害	1,839	1,741	1,803	1,742	1,539	
	脅迫	314	299	310	269	236	
	恐喝	1,488	1,398	1,325	1,462	1,358	
	窃盗	638	665	688	837	739	
	詐欺	436	502	465	469	483	
	横領	37	32	29	30	31	
	文書偽造	115	118	136	126	111	
	法	賭博	131	118	117	72	90
わいせつ物頒布等		21	10	8	9	8	
公務執行妨害		149	138	144	149	180	
うち競売等妨害		47	22	32	31	36	
犯人蔵匿		32	22	52	43	33	
証人威迫		9	11	2	8	3	
逮捕監禁		187	281	222	210	182	
信用毀損・威力業務妨害		50	45	37	47	36	
器物損壊		205	176	244	250	198	
暴力行為		39	26	34	43	75	
その他刑法犯		232	274	306	377	303	
刑法犯合計		6,838	6,709	6,790	7,090	6,461	
特別		出入国管理・難民認定法	5	11	8	4	5
		軽犯罪法	80	89	88	133	142
	めいてい者規制法	0	3	4	2	2	
	迷惑防止条例	144	210	172	138	80	
	暴力団対策法	3	8	14	15	21	
	自転車競技法	63	58	52	32	34	
	競馬法	49	24	29	20	36	
	モーターボート競走法	30	25	20	13	22	
	小型自動車競走法	1	0	0	0	0	
	風営適正化法	38	18	31	30	24	
	青少年保護育成条例	46	35	39	43	30	
	売春防止法	27	36	23	24	27	
	児童福祉法	55	51	72	45	71	
	出資法	26	31	25	77	46	
	貸金業規制法	22	20	23	63	53	
	宅地建物取引業法	0	0	4	0	1	
	建設業法	4	4	3	3	4	
	銃刀法	362	316	295	276	249	
	火薬類取締法	2	2	6	1	1	
	麻薬等取締法	5	6	11	23	38	
	あへん法	0	0	0	0	0	
	大麻取締法	64	72	55	66	76	
	覚せい剤取締法	2,122	1,949	1,896	1,786	1,514	
	毒劇物法	63	73	46	53	34	
廃棄物処税法	28	47	63	52	54		
労働基準法	5	8	2	0	1		
職業安定法	24	14	15	10	24		
健康保険法	0	3	0	0	1		
犯	労働者派遣事業法	3	1	6	3	4	
	旅券法	8	4	5	4	2	
	麻薬等特別法	2	5	18	19	9	
	その他の特別法犯	70	61	92	85	114	
特別法犯合計	3,351	3,184	3,117	3,020	2,719		
総計	10,189	9,893	9,907	10,110	9,180		

注：「犯人蔵匿」は、組織的犯人蔵匿を含む。

図表2-3 暴力団構成員等の罪種別検挙件数の比較

罪種名		年次					
		平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	
刑	殺人	172	170	159	184	173	
	強盗	457	352	382	483	413	
	放火	61	46	51	51	38	
	強姦	162	119	146	127	99	
	凶器準備集合	8	11	8	6	11	
	暴行	996	997	1,040	1,050	1,074	
	傷害	3,667	3,490	3,560	3,466	3,208	
	脅迫	482	480	477	477	423	
	恐喝	2,265	2,209	2,221	2,313	1,999	
	窃盗	18,910	16,218	19,607	23,444	23,640	
法	詐欺	4,642	3,758	3,835	3,643	3,148	
	横領	108	144	116	126	105	
	文書偽造	1,086	924	951	906	698	
	賭博	176	228	238	133	136	
	わいせつ物頒布等	81	73	40	59	102	
	公務執行妨害	442	444	492	547	556	
	うち競売等妨害	43	30	37	34	40	
	犯人蔵匿	43	49	72	61	57	
	証人威迫	7	11	5	7	3	
	逮捕監禁	213	205	225	204	205	
犯	信用毀損・威力業務妨害	63	74	47	62	52	
	器物損壊	679	648	789	771	876	
	暴力行為	38	38	27	36	70	
	その他刑法犯	775	943	1,326	1,419	1,858	
	刑法犯合計	35,533	31,631	35,814	39,575	38,944	
	特	出入国管理・難民認定法	37	55	56	62	49
		軽犯罪法	212	356	285	295	287
		めいてい者規制法	4	8	5	3	9
		迷惑防止条例	189	258	194	200	190
		暴力団対策法	3	8	13	14	18
自転車競技法		118	81	68	41	41	
競馬法		61	34	37	26	26	
モーターボート競走法		37	37	25	14	19	
小型自動車競走法		2	1	0	0	1	
風営適正化法		166	195	237	209	274	
別	青少年保護育成条例	162	170	157	158	131	
	春防止法	1,063	1,207	316	594	604	
	児童福祉法	134	167	155	121	173	
	出資法	67	71	69	238	155	
	貸金業規制法	45	65	87	186	131	
	宅地建物取引業法	0	2	2	3	3	
	建設業法	11	6	9	9	17	
	銃刀法	899	862	791	856	783	
	火薬類取締法	19	19	23	23	26	
	麻薬等取締法	97	102	149	209	377	
法	あへん法	7	2	9	5	0	
	大麻取締法	457	615	668	801	855	
	覚せい剤取締法	10,534	9,927	9,206	8,169	7,341	
	毒劇物法	323	275	183	253	209	
	廃棄物処税法	105	182	201	239	134	
	労働基準法	18	14	5	8	3	
	職業安定法	64	49	33	37	36	
	健康保険法	0	3	1	1	2	
	労働者派遣事業法	6	3	7	8	5	
	旅券法	17	7	13	14	5	
犯	麻薬等特例法	15	16	54	38	31	
	その他の特別法犯	245	340	345	467	426	
	特別法犯合計	15,117	15,137	13,403	13,301	12,361	
総計	50,650	46,768	49,217	52,876	51,305		

注：「犯人蔵匿」は、組織的犯人蔵匿を含む。

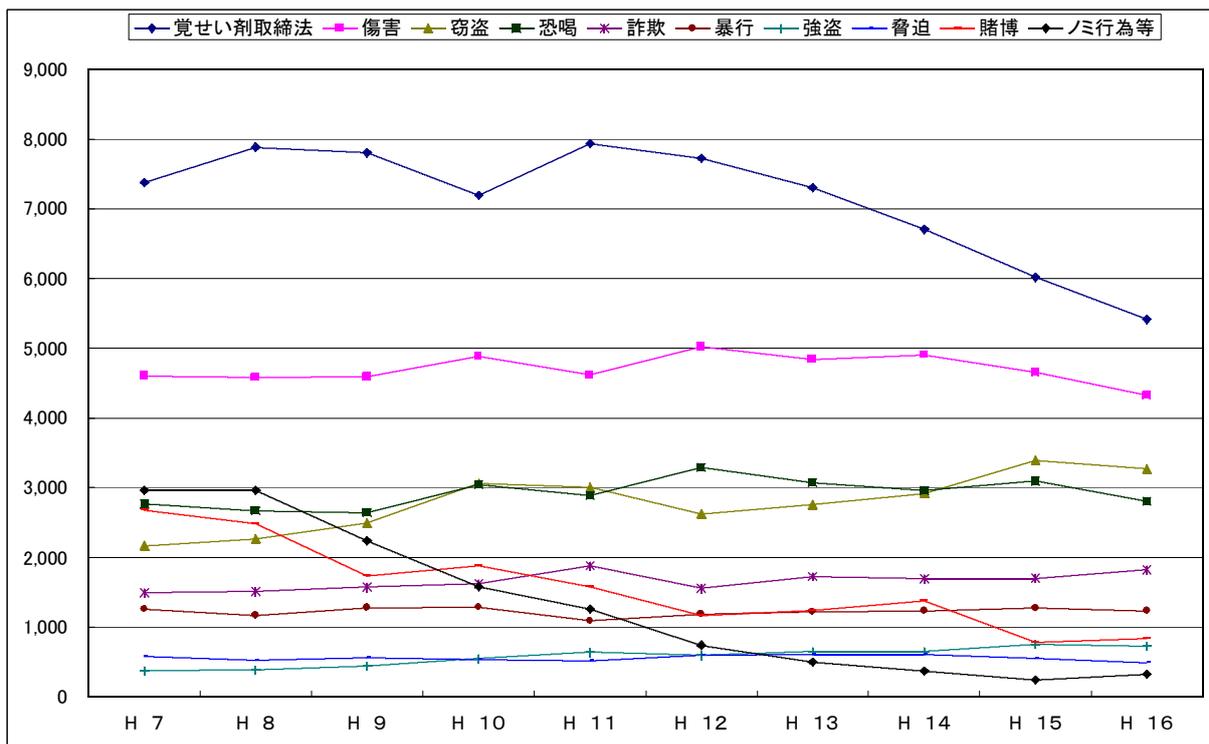
(2) 検挙状況から見た暴力団犯罪の特徴的傾向

暴力団構成員等の過去10年間の検挙人員の罪種別傾向を見ると、傷害、恐喝、暴行、脅迫等の暴力団の威力をあからさまに示す形態の犯罪の検挙人員が、横ばい又は減少しているのに対して、窃盗、詐欺、強盗等の必ずしも暴力団の威力を示す必要のない犯罪の検挙人員は増加傾向にある。こうした傾向の要因としては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）の施行による暴力的要求行為等の規制、社会における暴力団排除活動の高揚等の結果として、暴力団がその威力をあからさまに示して行う資金獲得活動が困難化していることなどが考えられる。

また、暴力団の伝統的な資金獲得犯罪である覚せい剤取締法違反、恐喝、賭博及びノミ行為等（競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法違反の罪をいう。以下同じ。）に係る検挙人員は総検挙人員の32.0%を占めるものの、その割合は低下傾向にあり、暴力団の資金獲得活動が一層多様化していることを示しているものとみられる。

さらに、傷害、恐喝、強盗等の粗暴犯や凶悪犯が暴力団構成員等の検挙人員の上位を占める上、対立抗争事件等においてけん銃を使用した凶悪な犯罪を引き起こすなど、暴力団は依然として市民社会にとって大きな脅威となっている。

図表 2-4 暴力団構成員等の主要罪種別検挙人員の推移



	H 7	H 8	H 9	H 10	H 11	H 12	H 13	H 14	H 15	H 16
覚せい剤取締法	7,375	7,883	7,804	7,193	7,933	7,720	7,298	6,699	6,016	5,412
傷 害	4,606	4,581	4,589	4,882	4,618	5,021	4,838	4,904	4,651	4,319
窃 盗	2,164	2,262	2,488	3,062	3,001	2,623	2,757	2,917	3,396	3,265
恐 喝	2,766	2,666	2,638	3,044	2,889	3,290	3,070	2,954	3,092	2,808
詐 欺	1,491	1,508	1,572	1,618	1,880	1,556	1,723	1,695	1,701	1,821
暴 行	1,254	1,168	1,280	1,285	1,087	1,185	1,222	1,231	1,273	1,233
強 盗	376	385	442	546	638	596	651	652	755	727
脅 迫	574	523	557	534	516	591	613	606	551	487
賭 博	2,681	2,482	1,728	1,881	1,575	1,164	1,238	1,374	780	837
ノミ行為等	2,964	2,962	2,235	1,577	1,256	736	494	371	240	322

注：「ノミ行為等」は、競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法違反の罪の総計を計上した。

(3) 主要3団体に係る犯罪の検挙状況

平成16年中の主要3団体の暴力団構成員等の検挙人員は23,801人、暴力団構成員の検挙人員は7,302人で、それぞれ総検挙人員の約8割を占めており、検挙状況からも暴力団の寡占化がうかがわれる(図表2-5、6)。

総検挙人員に占める暴力団構成員等の検挙人員の団体別の割合(山口組は52.6%、稲川会は13.0%、住吉会は15.5%)は、各団体の暴力団構成員等の数が全暴力団構成員等の総数に占める割合(山口組は45.1%、稲川会は10.9%、住吉会は14.5%)をそれぞれ上回っているが、これら主要3団体の暴力団構成員等に係る違法行為の増加と警察の重点的な取締りが背景にあるものとみられる。

図表2-5 主要3団体の暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分	年次	平7	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16
暴力団構成員等の検挙人員(人)		33,011	33,270	32,109	32,985	32,511	31,054	30,917	30,824	30,550	29,325
うち山口組		14,274	14,512	14,715	15,903	16,515	15,394	15,354	15,958	16,272	15,421
うち稲川会		4,570	4,787	4,559	4,601	4,306	4,296	3,888	3,972	3,935	3,823
うち住吉会		4,317	4,345	4,118	4,131	4,216	4,106	4,570	4,211	4,441	4,557
3団体合計		23,161	23,644	23,392	24,635	25,037	23,796	23,812	24,141	24,648	23,801
全体に占める割合(%)		(70.2)	(71.1)	(72.9)	(74.7)	(77.0)	(76.6)	(77.0)	(78.3)	(80.7)	(81.2)

図表2-6 主要3団体の暴力団構成員の検挙人員の推移

区分	年次	平7	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16
暴力団構成員の検挙人員(人)		11,699	11,808	10,746	10,615	10,584	10,189	9,893	9,907	10,110	9,180
うち山口組		5,120	5,314	4,879	4,913	4,946	4,914	4,856	5,016	5,371	4,720
うち稲川会		1,480	1,629	1,454	1,504	1,616	1,409	1,227	1,336	1,209	1,272
うち住吉会		1,707	1,754	1,588	1,503	1,524	1,464	1,378	1,401	1,425	1,310
3団体合計		8,307	8,697	7,921	7,920	8,086	7,787	7,461	7,753	8,005	7,302
全体に占める割合(%)		(71.0)	(73.7)	(73.7)	(74.6)	(76.4)	(76.4)	(75.4)	(78.3)	(79.2)	(79.5)

(4) 組織的犯罪処罰法の適用状況

平成16年中における暴力団構成員等に係る組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下「組織的犯罪処罰法」という。)の適用状況については、組織的な犯罪について加重処罰を規定した同法第3条違反として、詐欺、賭博、対立抗争に係る殺人等に関して18件を検挙するとともに、貸金業の規制等に関する法律(以下「貸金業規制法」という。)及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(以下「出資法」という。)違反、詐欺などを前提犯罪とする犯罪収益等の隠匿事件(第10条)を29件、犯罪収益等の收受事件(第11条)を11件検挙している(図表2-7)。

暴力団はその組織実態を不透明化させる傾向を強めているが、警察では、組織的犯罪の違法性、反社会性、危険性の高さ等にかんがみ、暴力団により組織的な形態で敢行される犯罪の実態を解明した上での組織的犯罪処罰法の適用に努めている。

検挙事例にみられる犯罪収益等の隠匿形態については、借名口座に隠匿する方法が多数を占める一方で、ヤミ金融による犯罪収益で一旦有価証券を購入し、外国金融機関の資産運用担当者と共に謀の上、それを当該外国金融機関名義で換金し、最終的に秘匿性の高い当該金融機関の無記名口座に隠匿するなど、極めて巧妙な隠匿方法もみられた。また、犯罪収益等の收受形態については、暴力団幹部が上納金や用心棒代の名目で現金で受け取る場合が多くみられた。

図表 2-7 暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法の適用状況（件数）

区 分	年 次	平12	平13	平14	平15	平16
組織的な犯罪の加重処罰規定(3条)		6	9	10	13	18
組織的な犯罪に係る犯人隠避(7条)		0	1	0	1	0
犯罪収益等隠匿(10条)		1	5	9	25	29
犯罪収益等收受(11条)		0	2	7	10	11
起訴前の没収保全命令(23条)		1	1	4	3	5

【事例 1】 山口組対飯島会の対立抗争における組織的な殺人事件（警視庁）

山口組傘下組織組長(37)らは、2月、東京都江東区において、対立抗争の相手組織である飯島会の幹部を刺殺し、もって団体の活動として、組織により人を殺害した（4月起訴）。

【事例 2】 山口組傘下組織関係者らによるヤミ金融に係る犯罪収益等隠匿事件（警視庁）

山口組傘下組織関係者(54)らは、香港所在の外国銀行香港法人の行員と共謀の上、ヤミ金融によって得た犯罪収益等を隠匿しようとして、犯罪収益等で購入していた割引金融債の同行香港法人名義による償還を委託し、同行香港法人の日本国内における事務手続きの代理人から償還手続等の委託を受けた都内の証券代行会社を介して、都市銀行本店等に割引金融債の償還等を行わせ、数十億円の償還金を外国銀行香港法人の同幹部ら名義の口座に入金させ、その後、最終的には、外国銀行本店に開設した無記名口座に送金して、犯罪収益等を隠匿した（6月検挙）。

【事例 3】 山口組傘下組織組長らによる組織的な広域窃盗事件に係る犯罪収益等隠匿事件（鳥取）

山口組傘下組織組長(46)は、1月から2月までの間、盗品の建設重機を売却した対価として得た現金840万円を第三者名義の口座に振込入金させ、犯罪収益等の取得につき事実を偽装した（11月起訴）。

【事例 4】 山口組傘下組織組長による上納金徴収名下の犯罪収益等收受事件（大阪）

山口組直系組長(66)は、1月から3月までの間、3回にわたり、同組幹部らが高金利での貸付けによる利息として得た犯罪収益等であることを知りながら、同組組員を介し、上納金として現金合計75万円を收受した（6月検挙）。

【事例 5】 山口組傘下組織関係者らによるバカラ賭博事件に係る起訴前の没収保全命令の請求（警視庁）

山口組傘下組織関係者らは、東京都港区六本木所在の雑居ビルの一室において、賭客を集め、トランプカード、チップ等を使用したバカラ賭博を行わせ、手数料名下に金銭を徴収して不法の利益を得た。

捜査の過程で預金通帳等からバカラ賭博で得た犯罪収益が隠匿されていることが判明したことから、警視庁は東京地方裁判所に保全債権500万円につき没収保全命令を請求し、同命令の発布を受けた（8月命令発付）。

(5) 対立抗争事件の発生状況等

ア 対立抗争事件の発生状況

平成16年中における対立抗争事件数は6件、対立抗争に起因するとみられる不法事案の発生回数は31回で、前年に比べると、事件数で1件、発生回数で13回減少している（図表2-8）。

最近の対立抗争は短期間で終結するものがほとんどであり、不法事案に伴う銃器使用率も低下している。こうした傾向は、暴力団対策法に基づく事務所使用制限命令の活用、指定暴力団の代表者等が対立抗争等に伴う不法行為につき無過失損害賠償責任を負うこととする規定を設けた平成16年の暴力団対策法の改正、対立抗争の巻き添え被害者の遺族が求めた損害賠償請求訴訟において山口組組長の使用者責任を認めた最高裁判決（平成16年11月12日）等の効果と考えられる。

なお、対立抗争事件全6件のうち5件は東日本で発生し、5件に山口組が関与している。東日本を主たる活動拠点とする稲川会、住吉会等の縄張りに山口組が進出していく過程で対立抗争事件が発生しているものとみられる。

図表2-8 対立抗争事件の発生状況の推移

区分	年次	平7	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16
発生事件数(件)		4	9	6	11	11	5	5	7	7	6
うち山口組関与事件数		2	5	3	9	6	4	1	5	6	5
発生回数(回)		28	29	53	48	46	18	81	28	44	31
うち銃器使用回数		28	25	40	39	42	16	71	21	32	19
銃器使用率(%)		100.0	86.2	75.5	81.3	91.3	88.9	87.7	75.0	72.7	61.3
死者数(人)		1	2	3	4	3	1	4	2	7	4
うち暴力団構成員等以外		1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
負傷者数(人)		1	8	20	20	12	9	15	14	15	12
うち暴力団構成員等以外		0	0	2	1	0	0	1	0	0	2

【事例1】山口組対福博会の対立抗争事件（福岡）

1月、福岡県内において、二代目福博会（以下「福博会」という。）傘下組織事務所に対するトラック突入事件が発生し、2月に入ってからは、山口組傘下組織事務所にはけん銃が撃ち込まれるなど、山口組対福博会の対立抗争に関連するとみられる発砲事案等が発生した（12月末までに4名を検挙）。

【事例2】山口組対飯島会の対立抗争事件（北海道、警視庁ほか）

2月、北海道帯広市内の山口組傘下組織事務所において、同傘下組織組員が飯島会傘下組織幹部に刺殺される事件が発生し、その後都内の飯島会本部事務所等にけん銃が撃ち込まれるなど、首都圏を中心に山口組対飯島会の対立抗争に関連するとみられる発砲事案等が発生した（12月末まで16名を検挙）。

イ 銃器発砲事件数

平成16年中における暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生回数は85回で、前年に比べ19件減少している。これらの銃器発砲事件により15人が死亡、12人が負傷しており、前年に比べ、死者で13人、負傷者数で15人減少している（図表2-9）。

図表 2-9 暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生状況の推移

区分	年次	平7	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16
銃器発砲回数(回)		128	108	124	134	133	92	178	112	104	85
うち対立抗争によるもの		28	25	40	39	42	16	71	21	32	19
死者数(人)		21	14	16	13	22	17	24	18	28	15
負傷者数(人)		21	27	21	28	20	24	20	20	27	12

注：「暴力団等によるとみられる銃器発砲事件」とは、暴力団構成員及び準構成員による銃器発砲事件及び暴力団の関与がわからない銃器発砲事件をいう。

【事例 1】住吉会傘下組織組長らによるけん銃使用殺人事件（群馬）

住吉会傘下組織組長(55)らは、平成15年1月、前橋市所在の飲食店付近路上において、元稲川会傘下組織組員を射殺した後、同飲食店に押し入り、けん銃十数発を乱射して、元稲川会傘下組織組長ほか1名を負傷させるとともに、同店内に居合わせた一般市民3名を射殺した（2月検挙）。

【事例 2】住吉会傘下組織組員によるけん銃発砲及び立てこもり事件（栃木）

住吉会傘下組織組員(41)は、5月、宇都宮市内において、銃刀法違反の容疑で同人の知人女性の居宅の捜索に着手しようとした捜査員に向け、けん銃を発砲し、室内に立てこもった（その後、同組員は同室内で自殺した。）。

【事例 3】住吉会傘下組織組長らによるけん銃使用殺人事件（警視庁）

住吉会傘下組織幹部(37)らは、10月、東京都台東区所在のホテルの喫茶店内及び同店前通路において、けん銃を発砲し、山口組傘下組織組長ら2名を射殺し、2名に重軽傷を負わせた（10月検挙）。

【事例 4】工藤会傘下組織幹部らによる建設会社営業所等に対するけん銃発砲事件（福岡）

工藤会傘下組織幹部(34)らは、5月から6月の間、北九州市内において、福岡県議会議員宅、建設会社営業所及び同社の下請会社事務所に対し、それぞれけん銃数発を発射して建造物を損壊した（11月検挙）。

ウ けん銃押収丁数

平成16年中における暴力団構成員等からのけん銃押収丁数は309丁で、前年に比べ25丁（7.5%）減少している（図表 2-10）。暴力団がけん銃の隠匿や密輸・密売の方法を潜在化・巧妙化させていることから、その発見・押収が困難となっている。

図表 2-10 暴力団構成員等からのけん銃押収丁数の推移

区分	年次	平7	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16
押収けん銃総数(丁)		1,396	1,035	761	576	580	564	591	327	334	309
真正銃		1,275 (91.3)	939 (90.7)	660 (86.7)	494 (85.8)	491 (84.7)	525 (93.1)	565 (95.6)	301 (92.0)	308 (92.2)	276 (89.3)
改造銃		121 (8.7)	96 (9.3)	101 (13.3)	82 (14.2)	89 (15.3)	39 (6.9)	26 (4.4)	26 (8.0)	26 (7.8)	33 (10.7)

注：（ ）内は押収けん銃総数に占める割合（%）である。

【事例1】山口組傘下組織組員による銃刀法違反事件（福岡）

山口組傘下組織組員(41)は、福岡市内の居宅等に、けん銃6丁、実包82個を隠匿した（1月検挙）。

【事例2】会津小鉄会傘下組織幹部による銃刀法違反事件（京都）

五代目会津小鉄会傘下組織幹部(54)は、同人が管理する空き家のトイレの床下にけん銃等7丁及び実包275個を隠匿した（6月検挙）。

【事例3】太州会傘下組織組員らによる銃刀法違反事件（福岡）

太州会傘下組織組員(38)は、知人と共謀して、福岡県内の知人宅の屋外に、けん銃実包17個、密造散弾けん銃1丁、密造散弾銃9丁、密造散弾銃部品4丁分、散弾実包31個を隠匿した（10月検挙）。

(6) 資金獲得犯罪の検挙状況

ア 資金獲得犯罪の全般的傾向

暴力団構成員等による資金獲得犯罪についてみると、覚せい剤取引等の伝統的な資金獲得活動への比重を低下させ、企業活動の利用、金融・不良債権関連事犯への関与、企業対象暴力及び行政対象暴力、詐欺や窃盗・強盗といった多様な資金獲得活動に対する比重を高めているとともに、時代の変化に応じて、NPO法人の立場を悪用した企業対象暴力、雇用促進に関する各種給付制度の悪用、新手の詐欺等を行うなど犯罪手口も多様化させている。

また、暴力団は、自らが経営に関与する企業等を通じ、又は企業と結託して、各種の事業活動へ進出し、暴力団の威力を背景としつつも一般の経済取引を装ったり、政治団体による政治活動、人権や環境問題等に係る社会運動等を装いながら巧妙な活動を行うなど資金獲得活動を不透明化させている。

こうした資金獲得活動は、暴力団構成員等が単発的に行うものばかりでなく、暴力団組長が恒常的に公共工事の請負額の10%を受注業者から強制的に集金したり、指揮命令に基づく任務分担に従い偽装の養子縁組を繰り返して詐欺を行ったり、恒常的な盗品の処分ルートを確立して広域的に窃盗を行うなど、継続的かつ組織的に行われ、その収益が暴力団の資金源となっているものとみられる。

こうした状況を踏まえ、警察では、暴力団の関係する構造的な不正実態及び活動形態の変化に対する情報の収集、分析を進めるとともに、把握した実態に即して、各種違法行為の取締りや暴力団排除活動等を戦略的に推進し、暴力団の資金源の遮断に努めることとしている。

イ 伝統的資金獲得犯罪

平成16年中の覚せい剤取締法違反、恐喝、賭博及びノミ行為等に係る暴力団構成員等の検挙人員は9,379人で、総検挙人員の32.0%を占めており、そのうち構成員の検挙人員は3,054人で、構成員の検挙人員全体の33.3%を占めている（図表2-11、12）。

覚せい剤取締法違反による総検挙人員の44.5%は暴力団構成員等であり、覚せい剤取引等に暴力団構成員等が深く関与している状況がうかがわれる。

賭博については、違法カジノバーの検挙が目立っており、検挙事例によると、違法営業の経営に暴力団が強い影響力を行使している場合であっても、当該暴力団は店舗の活動に構成員を直接従事させずに、もめ事が発生した場合の用心棒料等の名目で収益のみを徴収している状況がみられる。

図表 2-11 伝統的資金獲得犯罪の暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分	年次	平7	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16
暴力団構成員等の総検挙人員(人)		33,011	33,270	32,109	32,985	32,511	31,054	30,917	30,824	30,550	29,325
うち伝統的資金獲得犯罪検挙人員		15,786	15,993	14,405	13,695	13,653	12,910	12,100	11,398	10,128	9,379
割合 (%)		(47.8)	(48.1)	(44.9)	(41.5)	(42.0)	(41.6)	(39.1)	(37.0)	(33.2)	(32.0)
覚せい剤		7,375	7,883	7,804	7,193	7,933	7,720	7,298	6,699	6,016	5,412
恐喝		2,766	2,666	2,638	3,044	2,889	3,290	3,070	2,954	3,092	2,808
賭博		2,681	2,482	1,728	1,881	1,575	1,164	1,238	1,374	780	837
ノミ行為等		2,964	2,962	2,235	1,577	1,256	736	494	371	240	322

注：「ノミ行為等」は、競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法違反の罪の総計を計上した。

図表 2-12 伝統的資金獲得犯罪の暴力団構成員の検挙人員の推移

区分	年次	平7	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16
暴力団構成員の検挙人員(人)		11,699	11,808	10,746	10,615	10,584	10,189	9,893	9,907	10,110	9,180
うち伝統的資金獲得犯罪検挙人員		4,695	4,638	4,108	3,871	3,986	3,884	3,572	3,439	3,385	3,054
割合 (%)		(40.1)	(39.3)	(38.2)	(36.5)	(37.7)	(38.1)	(36.1)	(34.7)	(33.5)	(33.3)
覚せい剤		2,453	2,507	2,191	2,028	2,225	2,122	1,949	1,896	1,786	1,514
恐喝		1,402	1,354	1,283	1,368	1,367	1,488	1,398	1,325	1,462	1,358
賭博		502	484	364	238	188	131	118	117	72	90
ノミ行為等		338	293	270	237	206	143	107	101	65	92

【事例 1】山口組傘下組織による覚せい剤密輸入事件（警視庁、愛知、神奈川）

山口組傘下組織組長(48)らは、仲介役の中国人らと共謀して、中国・丹東港出港の貨物船から陸揚げされたコンテナの床部に覚せい剤約34.5kgを隠匿し、覚せい剤を営利目的で密輸入等した（11月検挙）。

【事例 2】山口組傘下組織幹部らによるバカラ賭博場開張等図利幫助事件（警視庁）

山口組傘下組織幹部(56)らは、都内新宿区所在のカジノ店が賭博場であることを知りながら、店内のトラブル防止及びその他の処理など賭博場開張の安定継続の役割をなし、カジノ店経営者らの犯行を容易にさせ幫助した（12月検挙）。

ウ 金融・不良債権関連事犯

平成16年中における暴力団構成員等に係る金融・不良債権関連事犯の検挙件数は55件で、前年に比べ21件減少している（図表 2-13）。

内容的には、競売入札妨害、強制執行妨害等の債権回収過程におけるものが全体の78.2%を占めており、その手口としては、競売物件を不法占有した上で暴力団事務所として使用したり、競売物件に虚偽の賃借権を設定して競売を妨害した上で安価で自己競落するなど、この種事犯が依然として暴力団の有力な資金源であることがうかがえる。

また、占有屋グループが競売手続を遅延させている間に競落人から立退料を得ようと企て、全国主要都市の裁判所に対し偽造した執行抗告申立書を送付して競売を妨害したり、暴力団関係者が賃

料債権を継続して取得する目的で競売手続を妨害しようと企て、落札後は代金を支払う意思も能力もないのに高額で落札し、代金納付期限内に保証金額を控除した残金の納付をせず競売を不調に終わらせて妨害するなど、手口の多様化・巧妙化をうかがわせる事例がみられた。

図表 2-13 暴力団構成員等に係る金融・不良債権関連事犯検挙件数の推移

区分	年次	平7	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16
融資過程(件)		5	4	2	11	18	19	27	9	13	11
債権回収過程		13	51	77	74	84	98	74	63	63	43
総計		18	55	79	85	102	117	101	75	76	55

注1：「融資過程」とは「融資過程における金融・不良債権関連事犯」を指す。

注2：「債権回収過程」とは「債権回収過程における金融・不良債権関連事犯」を指す。

注3：平成14年及び平成16年の総計には「その他の金融機関の役職員による犯罪」をそれぞれ3件及び1件含む。

【事例1】山口組傘下組織組長らによる競売入札妨害等事件（秋田）

山口組傘下組織組長(49)らは、経営困難に陥っていた不動産会社役員所有の物件に対して、競売申立が予想された物件に関し、公証人に対し付属建物に関する虚偽の売買及び賃貸借事実を申し立て、公正証書に不実の記載をさせ、現況調査に訪れた執行官に対し、虚偽の売買及び賃貸借事実を申し立てるとともに、内容虚偽の書類を提出し、現況調査報告書にその旨記載させ、もって偽計を用いて公の入札の公正を害した（7月検挙）。

【事例2】いわゆる占有屋グループによる競売入札妨害事件（神奈川、大阪、愛知、京都）

稲川会に關係するいわゆる占有屋グループは、競落人に対する売却許可決定がなされた横浜市内の競売不動産につき、同人から立退料を得るために競売手続を遅延させようと企て、平成15年7月、内容虚偽の所有者名義の執行抗告申立書を偽造して裁判所に郵送し、偽計を用いて公の入札の公正を害した（1月検挙）。

【事例3】会社役員らによる競売入札妨害等事件（京都）

会津小鉄会に關係する会社役員(71)らは、所有していたテナントビルの賃料債権が裁判所に差し押さえられたにもかかわらず、その取立権限があるかのように装い、賃借人を欺いて賃料を交付させた。また、その期間を継続することを目的に、同ビル及びその敷地の競売手続を妨害するため、平成13年10月、執行官に内容虚偽の賃貸借契約書の写しを提出するなどして現況調査報告書にその旨記載させ、さらに、平成15年3月、同ビル等の競売手続において、落札後代金を支払う意思及び能力がないのに、1億2,200万円で落札し、代金納付期限内に保証金額を控除した残金約1億2,000万円を納付せず、もって偽計を用いて公の入札の公正を害した（4月検挙）。

エ 企業活動を利用した資金獲得犯罪

暴力団は、金融業、産業廃棄物処理業、建設業、宅地建物取引業等の分野において、一般の経済取引に介入するなどして様々な犯罪を引き起こしている。また、無許可でこれらの企業活動を自ら行う場合もみられる。

○金融業

中小企業等における資金需要の増大などを背景として、法定金利を大きく上回る金利による貸付けを行うなど、暴力団構成員等が引き続き違法な営業活動を行っている状況がうかがわれる。

図表 2-14 貸金業規制法及び出資法違反による暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分 \ 年次	平 7	平 8	平 9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16
貸金業規制法違反の検挙人員(人)	33	30	46	56	56	41	64	52	130	129
うち暴力団構成員の検挙人員	17	15	23	33	38	22	20	23	63	53
出資法違反の検挙人員(人)	51	47	57	60	80	57	76	68	258	160
うち暴力団構成員の検挙人員	20	23	19	25	17	26	31	25	77	46

【事例 1】山口組傘下組織組長らによるヤミ金融事犯に係る貸金業規制法等違反事件（静岡）

山口組傘下組織組長(64)らは、無登録で貸金業を営み、平成14年12月ころから平成16年1月ころまでの間、法定利息を超過する高金利で、飲食業者ら3名に対し、現金540万円を貸し付け、法定の約7倍の金利を受け取った（2月検挙）。

【事例 2】共政会傘下組織組長による弁護士法違反事件（広島）

共政会傘下組織組長(54)は、債権者4名から合計約2,000万円分の債権を譲り受けて取立てを行い、平成13年8月から平成16年2月までの間、債務者から約80回にわたり現金合計約340万円の支払いを受けるなど、譲り受けた権利の実行をすることを業とした（4月検挙）。

○産業廃棄物処理業

産業廃棄物処理業においては、処理費用を抑えるために不法投棄等の不適正処理を行えば、多額の収益をあげることができることから、暴力団によるこの分野への介入がみられる。

図表 2-15 廃棄物処理法違反による暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分 \ 年次	平 7	平 8	平 9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16
暴力団構成員等の検挙人員(人)	161	163	181	248	184	121	204	225	260	181
うち暴力団構成員の検挙人員	31	40	30	36	43	28	47	63	52	54

【事例 1】三代目狭道会傘下組織関係企業役員らによる廃棄物処理法違反事件（広島）

三代目狭道会傘下組織関係企業役員(38)らは、広島県知事等の許可を受けずに、平成15年12月から平成16年1月までの間、10回にわたり、同県福山市において、木くず及び廃プラスチック類等の廃棄物28立方メートル分を収集し、これを同県三原市の積替え保管場所まで運搬した（2月検挙）。

【事例 2】産業廃棄物会社役員らによる商法違反事件（特別背任）事件（埼玉）

産業廃棄物最終処分会社の役員(59)は、住吉会傘下組織組長と共謀の上、暴力団に対し利益を図る目的で、同組長が設立した企業との間に取引があったように装い、平成15年10月から同年12月までの間、前後6回にわたり、同企業の銀行口座に取引代金として合計1億円を振り込み、もって、前記産業廃棄物最終処分会社に損害を与えた（11月検挙）。

○建設業

暴力団による公共工事への参入は従前からみられた形態であるが、景気が低迷する中で、暴力団は関係企業を利用するなどしてこの分野への進出を一層強めている。

警察では暴力団関係企業による違法行為の検挙を通じて暴力団の介入実態を明らかにし、関係行政機関への通報等により当該企業を指名停止処分とすることなどにより、暴力団の資金源の遮断を図っている。

【事例1】山口組傘下組織関係企業による有印私文書偽造・同行使、建設業法違反事件（滋賀）

山口組傘下組織関係企業の役員(44)らは、平成15年8月、国土交通省地方整備局長宛に建設業法に定める変更届出書（決算）を提出するに際し、指名入札業者として高いランク付けを得る目的で、実際には受注していない架空工事に基づき工事施工金額を190億円以上引き上げて工事完工高を増額した内容虚偽の書類を添付して提出した（3月検挙）。

【事例2】山口組傘下組織組長及び同組織関係企業による公正証書原本不実記載・同行使、建設業法違反事件（兵庫）

山口組傘下組織組長(57)は、平成13年7月、自己が実質的に経営する土木工事会社が特定建設業許可申請書を知事宛に提出する際、指名入札業者として高いランク付けを得る目的で、資本金額を偽装した商業登記簿謄本を添付するなどして、内容虚偽の同申請書等を提出し、県知事から特定建設業の許可を受けた（9月検挙）。

【事例3】山口組傘下組織関係企業代表取締役及び東証一部上場企業顧問らによる商法違反（特別背任）事件（大阪）

中堅ゼネコン元支店長は、山口組傘下組織関係企業代表取締役(71)らと共謀して、同関係企業から同支店に派遣した従業員数及び勤務日数を水増しした外注代金を同支店に請求し、平成14年7月から平成16年5月までの間、22回にわたり、同支店から同関係企業に対して水増し分を含む外注代金合計約1,200万円を支払わせ、同支店に損害を与えた（6月検挙）。

○宅地建物取引業

暴力団はバブル経済期の地価高騰を背景に不動産取引への介入を強めてきたが、引き続きこの分野への関与がみられる。

【事例1】山口組傘下組織関係企業による宅地建物取引業法違反事件（大阪）

山口組傘下組織関係企業である不動産会社の社長(43)らは、共謀の上、事務所所在地を管轄する兵庫県知事の免許を受けずに、業として平成13年4月頃から平成15年2月頃までの間、計7回にわたり、兵庫県内の宅地建物などを代金合計約14億5,000万円で売買し、無免許で宅地建物取引業を営んだ（3月検挙）。

【事例2】山口組傘下組織組長らによる宅地建物取引業法違反事件（大分）

山口組傘下組織組長(63)らは、裁判所が行う不動産競売で落札した物件等5物件について、平成15年7月から同年12月頃までの間、不動産情報誌に販売広告を掲載し、さらにうち2物件を合計約8,700万円でそれぞれ売却するなどして、無免許で宅地建物取引業を営んだ(10月検挙)。

オ 企業対象暴力及び行政対象暴力の検挙状況

平成16年中における暴力団構成員等、総会屋等及び社会運動等標ぼうゴロによる企業対象暴力及び行政対象暴力事犯の検挙件数は554件であった。

主な態様としては、製品の欠陥等へのクレームが総検挙件数の26.7%を占め最も多く、他に寄付金・賛助金の要求、騒音等への迷惑料要求、物品購入要求等があるが、検挙事例によると、暴力団組長が、業界団体を通じて工事受注額の一定割合を強制的に集金するなど、暴力団が公共工事に不当に介入し多額の利益を上げる構造が常態化していた実態がみられた。また、NPO法人の立場を悪用した企業対象暴力事案もみられた。

さらに、行政機関に対しては、自己の有利となるような権限行使を要求したり、街宣活動をちらつかせて金品を要求するといった実態がみられた。

総会屋等及び社会運動等標ぼうゴロの総検挙人員は521人、総検挙件数は349件であり、総会屋については、商法違反事件の検挙(利益供与2件、利益供与要求2件)から明らかのように、一部の企業においては依然として総会屋との関係が続いている状況がうかがわれる一方で、利益供与要求を受けた段階で警察に対する通報がなされるなど、企業の側に総会屋との関係を遮断する取組みもみられた。

【事例1】五代目共政会会長らによる恐喝事件（広島）

五代目共政会会長(61)は、同会幹部をして、広島市発注の解体工事を受注した業者に対し、「お前のところの会社が工事をしているようじゃが、工事をするときには、うちの組にあいさつをしてもらわないといけん。」等と金銭を要求させるなどして、平成11年12月ころから13年12月ころまでの間、7回にわたり、当該業者等から現金合計約3,400万を脅し取った(6月検挙)。

【事例2】政治活動標ぼうゴロ代表らによる公共工事受注業者に対する恐喝等事件（兵庫）

政治活動標ぼうゴロ代表(40)及び山口組傘下組織幹部(39)らは、兵庫県三田市発注の工事に従事運行中のダンプカーから土砂が落下し、同代表らの自動車に傷が付いたと因縁を付け、平成15年7月、同市職員に対して同工事の約2ヶ月間の中断を強要するとともに、同年8月、同受注業者から現金700万円を脅し取った(1月検挙)。

【事例3】NPO法人（特定非営利活動法人）代表者らによる建設会社に対する恐喝事件（警視庁）

元暴力団構成員であるNPO法人代表者(55)らは、建設会社が東京都内で施工中のマンション建設工事に関し「地下に砒素とカドミウムが埋まっている土地に建設するマンションを販売しようとしています。」等と同社等を誹謗中傷する街宣活動及びビラ配布を行うなどし、平成14年5月から11月にかけて、5回にわたり、同社から現金合計3,000万円を脅し取った(1月検挙)。

【事例4】稲川会傘下組織組長による土地買取り要求に係る恐喝事件（新潟）

稲川会傘下組織組長（64）は、自己が購入した土地に隣接する村道が未登記であったことに因縁を付け、同村幹部らから金員を喝取しようとして企て、平成15年9月、同村助役らに対し、「俺の土地が村道になっている。どうしてこんなに長い間登記をしないで放っておいたんだ。こんな怠慢をマスコミに流したら役場の立場はどうなるんだ。」などと脅迫し、購入した土地を計660万円で村に買い取らせた（1月検挙）。

【事例5】政治活動標ぼうゴロによる街宣活動をしないう見返りとしての恐喝事件（埼玉）

政治活動標ぼうゴロ（54）は、市に街宣活動をしないうことを約束して金員を喝取しようとして企て、6月ころ、市助役室において、同室秘書室長に対し、「街宣車にスピーカーをつけたいんだけど、市長のことは街宣したりしないから、10万円でいいから出して下さいよ。」等と申し向け、現金10万円を喝取した（10月検挙）。

【事例6】総会屋らによる商法違反（利益供与）事件（警視庁）

総会屋(74)らは、株主総会における議事の円滑な進行に協力する謝礼として、平成13年1月及び5月、鉄道会社役員らに同社所有の土地を廉価で売却させることにより、同土地の転売による差益約8,800万円を得た（3月検挙）。

【事例7】総会屋による商法違反（利益供与要求）事件（兵庫）

総会屋(61)は、株主総会において事実無根の不正行為を暴露するなど脅した上、株主権不行使の対価として、3月から4月にかけて、食品会社に対し存在しない債権の支払いを名目に約6,500万円の利益の供与を要求した（6月検挙）。

【事例8】総会屋グループによる株主総会における建造物侵入事件（京都・大阪・千葉）

総会屋グループは、13年11月から16年3月までの間、共謀の上、大阪市内所在の金融機関等において開催された株主総会会場へ、同社の株主でなく同株主総会会場に入場する権限がないのに、株主名義人になりすまし、順次出席受付手続きを済ませて会場に侵入した（10月検挙）。

カ 詐欺の検挙状況

暴力団構成員等による詐欺の検挙人員は前年に比べ増加している。

検挙事例によれば、稼働事実を偽るなどして各種公的給付制度を悪用したり、偽装の養子縁組を繰り返して金融機関の融資担当者を欺くなど、暴力団構成員等が様々な詐欺事案に関与している状況が見られる。

また、暴力団構成員等が振り込め詐欺に関与していた検挙事例によると、暴力団構成員が報酬制度を設け多数の若者を使って組織的にいわゆるオレオレ詐欺を行わせていたものなどがみられた。

その他、これらの詐欺の準備行為たる通帳詐欺について暴力団構成員等が多数関与している状況が見受けられる。

【事例1】山口組傘下組織組長らによる教育給付金詐欺事件（岡山）

山口組傘下組織組長(36)らは、厚生労働大臣が指定する教育訓練の受講者に対して受講費用の一

部を支給する教育訓練給付制度の悪用を企て、当該指定を受けて開設したパソコン講座につき、「受講料の自己負担は一切不要。」などとして受講希望者を勧誘し、これらの者が正規の訓練を受けたかのように装って給付金の支給を申請し、平成15年7月から8月の間、職業安定所から合計約1億円を騙し取った（5月検挙）。

【事例2】山口組傘下組織幹部らによる離職者支援資金詐欺事件（神奈川、埼玉）

山口組傘下組織幹部(54)らは、指南役の会社役員らと共謀して、厚生労働省主管の離職者支援資金貸付制度を悪用しようと企て、退職（失業）証明書を偽造するなどして支援金貸付名下に約数千万円の金員を詐取した（6月検挙）。

【事例3】山口組傘下組織幹部らによる中小企業雇用創出人材確保助成金詐欺事件（福島）

山口組傘下組織幹部(57)らは、申請書を偽造するなどして、架空の会社を設立して、設備投資をしたことや従業員を雇用したことを装い、中小企業雇用創出人材確保助成金名下に約750万円の金員を詐取した（7月検挙）。

【事例4】稲川会傘下組織組員らによる養子縁組を悪用した住宅資金名下の詐欺事件（千葉）

稲川会傘下組織組員(27)らは、偽装の養子縁組を繰り返し、不正に作成した源泉徴収票等を利用して、複数の金融機関から住宅ローン融資名下に合計約5億円余の金員を詐取した（9月検挙）。

【事例5】住吉会傘下組織組員らによる振り込め詐欺事件（神奈川、栃木、新潟）

住吉会傘下組織組員(22)らは、被害者に電話をかけ孫になりすまし「彼女を妊娠させてしまいお金を借りた。元本だけでも返さなければならない。」等と申し向け、被疑者ら管理の預金口座に現金を振り込ませて詐取した（7月検挙）。

【事例6】山口組傘下組織組員らによる転売目的の口座開設詐欺事件（山形）

山口組傘下組織組員(34)は、知人の暴力団員に依頼して、譲渡目的を秘して口座を開かせ、預貯金通帳及びキャッシュカードを騙し取った上、それらを買って、別の山口組傘下組織組員に転売した（1月検挙）。

キ 窃盗及び強盗の検挙状況

暴力団員構成員等による窃盗・強盗の検挙人員は増加傾向にある。

検挙事例をみると、組への上納金を得るために暴力団構成員等が複数共謀したり、来日外国人と連携するなどして、連続して侵入窃盗や自動車盗等を行い、盗品を古物店や暴力団関係者に売却したり、海外に不正輸出するなどしている。

【事例1】山口組傘下組織組員らによる組織的多額窃盗事件（長野）

山口組傘下組織組員(35)らは、共謀して、2月から5月にかけて、長野県内で高級腕時計を対象とした出店荒らし（被害総額約3,600万円）を敢行し、盗品の一部を愛知県や長野県下の古物店に売却した（11月検挙）。

【事例2】稲川会傘下組織幹部及び来日外国人らによる海外不正輸出等を目的とした広域的自動車等事件（警視庁）

稲川会傘下組織幹部(47)らは、平成14年6月ころから、組織への上納金や覚せい剤の購入資金を得る目的で、1都5県で自動車約300台（被害総額約5億円）を窃取し、車台番号等を改ざんして他の暴力団員へ売却したり、日本で中古車販売等を行っている不良来日外国人の注文に基づき海外に不正輸出した（10月検挙）。

【事例3】山口組傘下組織幹部らによる民家対象の居直り強盗事件（岩手）

山口組傘下組織幹部(35)らは、共謀の上、4月、組織への上納金を得る目的で、岩手県内の一般民家に侵入し、現金及び腕時計等（被害総額約930万円）を窃取したが、帰宅した家人に発見されるや、ナイフやけん銃を示し脅迫した（8月検挙）。

3 暴力団対策法の施行状況等

(1) 指定状況

平成16年中は、6月23日に五代目山口組（兵庫県）、稲川会（東京都）及び住吉会（東京都）、6月26日に四代目工藤會（福岡県）、三代目旭琉会（沖縄県）及び沖縄旭琉会（沖縄県）、12月7日に三代目浅野組（岡山県）、道仁会（福岡県）及び親和会（香川県）、12月21日に双愛会（千葉県）が、それぞれの都県公安委員会により指定暴力団として5度目の指定を受けた。

12月末日現在、24の団体が指定暴力団として指定されており、全暴力団構成員数（44,300人）に占める指定暴力団構成員数（41,000人）の比率は、92.6%である（**図表3-1**）。

図表3-1 指定暴力団の指定の状況

番号	名称	主たる事務所の所在地	代表する者	勢力範囲	構成員数	初回指定年月日	効力期限(指定回数)	代紋
1	五代目山口組	兵庫県神戸市灘区篠原本町4-3-1	渡邊 芳則	1都1道2府41県	約20,000人	平成4年6月23日	平成19年(5回)	
2	稲川会	東京都港区六本木7-8-4	稲川 角二	1都1道18県	約5,000人	平成4年6月23日	平成19年(5回)	
3	住吉会	東京都港区赤坂6-4-21	西口 茂男	1都1道1府17県	約6,600人	平成4年6月23日	平成19年(5回)	
4	四代目工藤會	福岡県北九州市小倉北区神岳1-1-12	野村 悟	3県	約620人	平成4年6月26日	平成19年(5回)	
5	三代目旭琉会	沖縄県那覇市首里石嶺町4-301-6	翁長 良宏	県内	約240人	平成4年6月26日	平成19年(5回)	
6	沖縄旭琉会	沖縄県那覇市辻2-6-19	富永 清	県内	約350人	平成4年6月26日	平成19年(5回)	
7	五代目津小鉄会	京都府京都市下京区東高瀬川筋上ノ口上る岩滝町176-1	園越 利次	1道1府1県	約810人	平成4年7月27日	平成19年(5回)	
8	五代目共政会	広島県広島市南区仁保新町2-6-5	守屋 輯	県内	約300人	平成4年7月27日	平成19年(5回)	
9	六代目合田一家	山口県下関市竹崎町3-13-6	温井 完治	3県	約200人	平成4年7月27日	平成19年(5回)	
10	四代目小桜一家	鹿児島県鹿児島市甲突町9-1	平岡 喜榮	県内	約110人	平成4年7月27日	平成19年(5回)	
11	三代目浅野組	岡山県笠岡市笠岡615-11	串田 芳明	2県	約140人	平成4年12月14日	平成19年(5回)	
12	道仁会	福岡県久留米市通東町6-9	松尾誠次郎	5県	約910人	平成4年12月14日	平成19年(5回)	
13	親和会	香川県高松市塩上町2-14-4	細谷 國彦	県内	約70人	平成4年12月16日	平成19年(5回)	
14	双愛会	千葉県市原市潤井戸1343-8	申 明雨	2県	約320人	平成4年12月24日	平成19年(5回)	
15	三代目俠道会	広島県尾道市山波町3025-1	渡邊 望	6県	約190人	平成5年3月4日	平成17年(4回)	
16	太州会	福岡県田川市大字弓削田1314-1	日高 博	県内	約140人	平成5年3月4日	平成17年(4回)	
17	七代目酒梅組	大阪府大阪市中央区東心斎橋2-6-23	金 在鶴	2府2県	約210人	平成5年5月26日	平成17年(4回)	
18	極東桜井總家連合会	静岡県沼津市原字東沖1767-1	志村 和夫	6県	約330人	平成5年7月8日	平成17年(4回)	
19	極東会	東京都豊島区西池袋1-29-5	曹 圭化	1都1道13県	約1,500人	平成5年7月21日	平成17年(4回)	
20	東組	大阪府大阪市西成区山王1-11-8	岸田 清	府内	約170人	平成5年8月4日	平成17年(4回)	
21	松葉会	東京都台東区西浅草2-9-8	李 春星	1都1道8県	約1,400人	平成6年2月10日	平成18年(4回)	
22	國粹会	東京都台東区千束4-3-1	工藤 和義	1都4県	約350人	平成6年5月13日	平成18年(4回)	
23	中野会	大阪府大阪市天王寺区生玉町12-4	中野 太郎	1都2府6県	約140人	平成11年7月1日	平成17年(2回)	
24	二代目福博会	福岡県福岡市博多区千代5-18-15	和田万亀男	4県	約330人	平成12年2月10日	平成18年(2回)	

注: 1 本表の「勢力範囲」、「構成員数」は、それぞれの団体の最新の指定の基準日における数値を、「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」、「代紋」は、平成16年12月21日現在のものを示している。
 2 石川一家(平成5年2月18日佐賀県公安委員会指定)は、五代目山口組傘下組織となったため、平成7年10月16日に指定を取り消された。
 3 二代目大日本平和会(平成6年4月7日兵庫県公安委員会指定)は、再度の指定が行われず、平成9年4月6日で指定の効力が失われた。
 4 三代目山野会(平成10年12月21日熊本県公安委員会)は、団体の壊滅のため、平成13年11月9日に指定を取り消された。
 5 平成16年末における全暴力団構成員数(44,300人)に占める指定暴力団構成員数(41,000人)の比率は92.6%である。

(2) 行政命令の発出状況

ア 中止命令

平成16年中における中止命令の発出件数は、2,717件で、前年に比べ108件（4.1%）増加している（図表3-2）。

形態別では、資金獲得活動である暴力的要求行為（9条）に対するものが1,763件（前年比210件増（13.5%増））と全体の64.9%を、加入強要、脱退妨害（16条）に対するものが526件（前年比84件減（13.8%減））と全体の19.4%を占めている（図表3-3）。

団体別に見ると、山口組に対するものが1,119件と最も多く、全体の41.2%を占め、次いで稲川会406件、住吉会336件の順になっており、暴力団構成員数、暴力団構成員等の検挙人員と同様に、山口組を始めとした主要3団体に対する中止命令の発出が顕著である（図表3-3）。

なお、縄張に関して暴力的要求行為の対象となる業種は風俗営業が多かったところであるが、近年は、自動車運転代行業、小売業、製造業等これまで比較的对象となることが少なかった業種に対しても要求行為が行われる例がみられる。

図表3-2 行政命令の発出件数の推移

区分	年次	平7	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16
中止命令(件)		1,321	1,456	1,737	1,900	2,275	2,185	2,238	2,599	2,609	2,717
再発防止命令		33	43	60	43	25	95	96	141	114	161
事務所使用制限命令		0	0	0	0	5	0	8	0	6	0

【事例1】稲川会傘下組織幹部による物品購入要求行為に対する中止命令（新潟）

稲川会傘下組織幹部(55)は、1月、飲食店経営者に対し、「うちの若い者が縁起物が売れずに困っている。お前の店なんか、ウチの若いもんが行ってメチャクチャにするのは訳ねえぞ。」等と告げて、物品購入を要求した（4月中止命令）。

【事例2】松葉会傘下組織組員による不当贈与要求行為に対する中止命令（茨城）

松葉会傘下組織組員(29)は、9月、運転代行業者に対し、同組織の縄張内で営業を行う見返りとして、自らが関与している自動車運転代行業者の組合に加入することを要求し、さらに、組合費名目で金品を要求した（10月中止命令）。

【事例3】共政会傘下組織組長による脱退妨害行為に対する中止命令（広島）

共政会傘下組織組長(54)は、12月、前記組織から離脱しようとする者から電話で「組から抜けさせてください」等と告げられたことに対し、「今どこにおるんならあ。わし一人で迎えに行くけえ。早う、場所を言えや。」等と告げて、同傘下組織から脱退することを妨害した（12月中止命令）。

【事例4】山口組傘下組織の組事務所における禁止行為に対する中止命令（北海道）

北海道警察は、山口組傘下組織の組事務所の窓ガラスに外部から見通すことができる状態で、山口組の代紋が表示され、付近住民や通行人に不安を与えていたことから、同組織の組長(53)に対し、前記代紋を取り外す等の措置を講じることを命じた（10月中止命令）。

図表3-3 形態別及び団体別中止命令等適用状況

区分		命令の種類	中止命令	再発防止命令
形態	9条	人の弱みに付け込む金品等要求行為	2	0
		不当贈与要求行為	795	16
		不当下請等要求行為	34	2
		みかじめ料等要求行為	284	21
		用心棒料等要求行為	415	53
		高利債権取立行為	28	4
		不当債権取立行為	17	2
		不当債務免除要求行為	110	4
		不当貸付等要求行為	33	1
		不当信用取引要求行為	0	0
		不当自己株式買取等要求行為	0	0
		不当地上げ行為	0	0
		競売等妨害行為	0	0
		不当示談介入行為	10	0
		因縁を付けての金品等要求行為	35	0
10条1項	暴力的要求行為の要求等	—	5	
10条2項	暴力的要求行為の現場立会援助行為	385	—	
12条の2	指定暴力団等の業務に関し行われる暴力的要求行為	—	11	
12条の3	準暴力的要求行為の要求等	—	0	
12条の5	準暴力的要求行為の禁止	5	1	
別	16条	少年に対する加入強要・勧誘及び脱退妨害	77	6
		威迫による加入強要・勧誘及び脱退妨害	409	29
		密接関係者に対する加入強要・脱退妨害	40	2
	17条	配下組員等に対する加入の強要の命令等	—	4
	20条	指詰め等の強要等	27	0
	24条	少年に対する入れ墨の強要等	4	0
	29条	事務所における禁止行為	7	—

団体別	五代目山口組	1,119	80
	稲川会	406	29
	住吉会	336	15
	四代目工藤會	9	1
	三代目旭琉会	28	0
	沖繩旭琉会	29	1
	五代目会津小鉄会	36	2
	四代目共政会	5	0
	六代目合田一家	14	3
	四代目小桜一家	1	0
	三代目浅野組	4	0
	道仁会	74	5
	親和会	7	0
	双愛会	26	3
	三代目俠道会	6	0
	太州会	10	0
	七代目酒梅組	4	0
	極東桜井總家連合会	2	0
	極東会	50	6
	東組	44	2
松葉会	114	7	
國粹会	59	2	
中野会	1	0	
二代目福博会	22	0	
一般	311	5	

合	計(件)	2,717	161
---	------	-------	-----

イ 再発防止命令

平成16年中における再発防止命令の発出件数は、161件で、前年と比べ、47件増加している（図表3-2）。

形態別では、資金獲得活動である暴力的要求行為（9条）に対するものが103件（前年比22件増（27.2%））と全体の64.0%を、加入強要、脱退妨害（16条）に対するものが37件（前年比10件増（37.0%増））と全体の23.0%を占めている（図表3-3）。

団体別に見ると、山口組に対するものが80件と最も多く、全体の49.7%を占め、次いで稲川会29件、住吉会15件の順になっており、中止命令同様、主要3団体に対する再発防止命令の発出が顕著である。特に山口組に係るものが全発出件数の約半数を占め、同組の暴力的要求行為等が繰り返しの行われている例が多いものとみられる（図表3-3）。

【事例1】山口組傘下組織幹部による用心棒料要求行為に対する再発防止命令（大分県）

山口組傘下組織幹部(43)は、1月、パチンコ店従業員に対し、同組の威力を示して用心棒料を要求したこと等から、更に反復して類似の暴力的要求行為をするおそれがあると認め、1年間、営業を営む者に対してみかじめ料等を要求してはならない旨を命じた（6月再発防止命令）。

【事例2】道仁会傘下組織幹部による脱退妨害行為に対する再発防止命令（熊本）

道仁会傘下組織幹部(37)は、1月、同組織に所属する別の組員を威迫して組織からの脱退を妨害したこと等から、更に反復して同種の行為をするおそれがあると認め、1年間、人に対して同傘下組織から脱退することを妨害等してはならない旨を命じた（4月再発防止命令）。

【事例3】住吉会傘下組織の業務等に関し行われる暴力的要求行為に係る再発防止命令（千葉）

住吉会傘下組織の暴力団員らが、平成14年12月ころから平成16年1月ころまでの間、複数の営業を営む者に対し、同組織の威力を示して、みかじめ料等を要求したこと等から、更に反復して同種の行為をするおそれがあると認め、1年間、当該組織組長(56)に対し、配下の暴力団員に営業を営む者に対するみかじめ料等の要求を行うことを命ずる等してはならない旨を命じた（6月再発防止命令）。

ウ 事務所使用制限命令

平成16年中における事務所使用制限命令の発出はなかった。

(3) 命令違反事件の検挙状況

平成16年中の命令違反事件の検挙件数は18件であり、警察では、命令違反行為に対する厳正な取締りを行うことにより、暴力団対策法による抑止効果を高めるよう努めている。

【事例1】松葉会傘下組織幹部による暴力的要求行為に係る再発防止命令違反事件（千葉）

松葉会傘下組織幹部(47)は、3月、千葉県公安委員会から1年間、みかじめ料等を要求することを禁ずる旨の再発防止命令を受けていたにもかかわらず、同月、携帯電話機販売会社役員に対し、みかじめ料を要求したことから、前記再発防止命令に違反した（5月検挙）。

【事例2】山口組傘下組織組長らによる再発防止命令違反事件（和歌山）

山口組傘下組織組長(57)らは、自己の配下組員が、平成15年12月、和歌山県公安委員会から1年間、みかじめ料等を要求すること等を禁ずる旨の再発防止命令を受けていたことを知りながら、同組員らと共に謀して、更に建設工事現場監督に対してみかじめ料を要求した（5月検挙）。

【事例3】山口組傘下組織組員による暴力的要求行為に係る再発防止命令違反事件（徳島）

山口組傘下組織組員(49)は、7月、徳島県公安委員会から1年間、不当貸付要求行為をすること等を禁ずる旨の再発防止命令を受けていたにもかかわらず、同月及び8月、知人に対し、兄貴分の出所祝金、携帯電話の修理代金等を名目に金銭の貸付けを要求したことから、前記再発防止命令に違反した（8月検挙）。

4 暴力団排除活動の現状

(1) 行政対象暴力対策の推進

近年、暴力団構成員等、総会屋等及び社会運動等標ぼうゴロによる行政対象暴力が、一段と顕著になった。

行政対象暴力は、暴力団等の資金源を封圧するとともに、行政の健全性、公益性を確保する観点から徹底して排除する必要がある、警察では、実態把握の徹底、行政機関との連携強化、行政対象暴力事案の取締りの強化等を柱とする諸対策を推進している。

なお、全国の地方公共団体では暴力団等の不当要求等に対する組織的な対応を規定するいわゆるコンプライアンス条例・要綱等の制定が進められており、平成16年末現在で、全国の地方公共団体の72.6%において制定されている。

【事例1】県内全自治体において不当要求等の防止に関する要綱・マニュアルを制定（神奈川）

神奈川県警察は、県内自治体に対し、不当要求等の防止に関する要綱・マニュアル（以下「要綱等」という。）の早期策定を積極的に働きかけた結果、2月、県内全ての自治体（県及び2政令指定市を含む37市町村）において要綱等が制定された。

【事例2】県下全自治体が新聞ゴロ等との関係を遮断（福井）

福井県警察は、自治体職員を対象に不当要求防止責任者講習を積極的に開催したところ、テレビ番組で紹介されるなど大きな反響を呼び、各自治体から、新聞ゴロ等との関係遮断を図りたいとの要望が寄せられた。そこで、責任者講習未実施の町村担当者との「購読拒否実施検討会」を開催した結果、2月、15町4村が、弁護士会民事介入暴力対策委員会の弁護士と連名で、購読拒否を伝える通知書を県内外のゴロ団体に発送し、これにより、県内全ての自治体（県及び7市28町村）と新聞ゴロ等との関係遮断が図られた。

【事例3】不当要求に対する自治体の適切な対応（兵庫）

山口組傘下組織関係者らは、同人らの経営する警備会社の市民まつり会場警備への参入を求め、担当職員に対し、要求を受け入れなければまつりを妨害する旨脅迫したが、市は制定後間もない「不当要求行為等に関する規則」に基づき組織的対応を図り、警察への届出を行ったことから、兵庫県警察

は、山口組傘下組織関係者らを検挙した。

また、同市は同規則に基づいて、当該警備会社を指名停止処分とした。

(2) 民事訴訟支援等の推進

警察では、都道府県暴力追放運動推進センター（以下「都道府県センター」という。）、弁護士会等と連携し、暴力団構成員等が行う違法・不当な行為の被害者による当該暴力団への損害賠償請求訴訟や、暴力団組事務所の明渡し又は使用差止請求訴訟等について、所要の支援を行っている。

平成16年中の暴力団関係事案に係る民事訴訟支援の件数は81件であり、訴訟の提起（35件）、仮処分命令の申請（23件）等について情報提供や訴訟関係者の保護対策等の支援を行った。

また、対立抗争等の被害者の被害回復の充実にを図ることを目的とした法律改正も行われ、第159回国会では、指定暴力団の代表者等は、凶器を使用した対立抗争等によりその指定暴力団員が他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずるとする暴力団対策法の一部を改正する法律が成立し、平成16年4月28日から施行された。

【事例1】警察、都道府県センター及び弁護士会の三者協議会連携チームの活動による暴力団事務所の撤去（大分）

大分県警察は、県内の法人から、「競売物件である3階建てのビルが、山口組傘下組織の事務所として使用されてしまい困っている」との相談を受理したことから、県弁護士会及び県センターと三者協議会連携チームを編成し、同ビルの建物明渡し訴訟について、情報の提供や保護対策の実施など必要な支援を行った結果、債権者側勝訴の決定がなされた。この決定に基づき、弁護士会民暴委員会が直ちに強制執行による建物明け渡しの準備に入ったが、相手方の弁護士から任意に退去したい旨の申し出があり、2月までに組関係者が立ち退き、同組事務所を撤去させることに成功した。

【事例2】対立抗争時における不法行為に係る指定暴力団代表者の使用者責任の認容（京都）

京都府警察は、平成7年に発生した抗争事件において警戒中であった警察官が誤射され、殺害された事案につき、遺族が山口組組長の使用者責任を問う民事訴訟を提訴したため、徹底した身辺警護、自宅警戒及び約60人にも及ぶ弁護団の保護を行うなどして安全を確保した。

また、関係警察も含め、訴訟支援を適切かつ粘り強く行い、最高裁は山口組組長の使用者責任を認める判決を下した（11月12日最高裁判決）。

(3) 各種業及び公共事業からの暴力団排除

警察では、暴力団の資金源を遮断し、業の健全化を図るため、国及び地方公共団体と連携して、貸金業、産業廃棄物処理業、建設業等の各種業からの暴力団排除活動を推進している。

また、国及び地方公共団体と連携して、公共事業の請負業者から暴力団又は暴力団利用業者を排除するなど、公共事業からの暴力団排除活動も積極的に推進している。

【事例1】住吉会傘下組織組員の貸金業者の登録申請を拒否（警視庁）

警視庁は、東京都からの意見照会を受け、貸金業の登録申請者について所要の調査を実施したところ、申請者が住吉会傘下組織組員であることが判明したことから、その旨の意見陳述を行った。これを受けて、東京都は、2月、当該申請者の貸金業登録申請を拒否した。

【事例2】山口組傘下組織幹部が事業活動を支配する産業廃棄物処理業者の排除（三重）

三重県警察は、産業廃棄物処理会社が外国人2名を不法就労させていた事件の捜査の過程で、山口組傘下組織幹部への役員報酬の支払い事実や人事権が同幹部に握られていたことなど、同社の事業活動が暴力団構成員等に支配されていることを確認したことから、三重県に対し、その旨の意見陳述を行った。これを受けて、同県は、3月、同社の産業廃棄物処理業の許可を取り消した。

【事例3】暴力団を不正に利用した建設業者を指名除外処分とした事例（長崎）

長崎県警察は、平成15年11月、銀行から、「建設業者から融資の依頼を受けたが、その言動から、その内1名は暴力団ではないか」という旨の相談を受理した。調査の結果、来店した者は、長崎県の発注する公共工事の入札参加資格業者である建設会社の社長と山口組傘下組織組員等であり、同社長は同組員が暴力団員であることを知りながら報酬を支払って銀行との融資交渉を依頼したことが判明したことから、長崎県建設工事暴力団対策要綱措置要件の「暴力団関係者を不正に使用した」場合に該当する旨を同県に通報した。これを受けた同県は、同年12月、同措置要件該当の有無について改めて同県警察に照会した上、1月、同社を指名除外6ヶ月間の処分とした。

【事例4】事件捜査により暴力団統制下にあるNPO法人の認証を取消し（山口）

山口県警察は、「県内で活動するNPO法人が、六代目合田一家傘下組織の資金源として利用されているのではないか。」という風評を得て捜査を推進した結果、当該法人代表と暴力団組長との共謀による恐喝事件を検挙した。その後、山口県に対し、当該法人については、特定非営利活動促進法に規定する認証の欠格要件である「暴力団の統制下にある団体」に該当する旨の意見陳述を行った。これを受けて、同県は、10月、当該NPO法人の認証を取り消した。

(4) プロ野球球場からの暴力団排除活動

暴力団等がプロ野球球場において、応援団を仮装するなどして、球場管理者の許可を得ずに物品を販売したり、暴力的手段により占拠した外野席を高値で一般客に転売するなどして資金を獲得している実態が、事件検挙等により明らかになった。そこで警察では、プロ野球球場から暴力団等を排除し、その資金源を遮断することなどを目指し、取締りの強化等に努め、2月から10月までの間に、76件85人（うち暴力団構成員等は、19件20人）を検挙した。

また、暴力団排除活動を推進するため、プロ野球球団すべての本拠地球場において、プロ野球球団・球場、警察、都道府県センター及び弁護士会民事介入暴力対策委員会で構成する連絡協議会等が設置されたほか、不当要求防止責任者としてプロ野球関係者262人が選任され、延べ339人が28回にわたり不当要求防止責任者講習を受講した。

(5) 暴力団関係相談の受理状況

平成16年中に警察及び都道府県センターに寄せられた暴力団関係相談の受理件数は3万8,516件（警察：2万1,217件、都道府県センター：1万7,299件）であった。

相談の内容別については、暴力団対策法第9条各号に関する相談が8,994件で最も多く、全相談受理件数の23.4%を占めており、更にその内訳をみると、因縁を付けての金品等要求行為が2,324件で最も多く、次いで不当寄付金要求行為が2,037件、不当債権取立行為が1,329件の順となっている。

警察においては、受理した相談を端緒として、事件検挙や暴力団対策法に基づく行政命令により相談者や被害者の保護を図っている。

(6) 暴力団構成員の離脱促進、社会復帰対策の状況

警察及び都道府県センターが援助の措置等を行うことにより暴力団から離脱することができた暴力団構成員は、平成16年中は約590人であり、暴力団対策法施行後の合計は約7,810人に上っている。

また、関係機関・団体と連携を図り、全国に設置された社会復帰対策協議会を通じて就業に成功した元暴力団員は平成16年中は41人であり、同法施行後の合計は959人に上っている。

さらに、社会復帰対策を効果的に推進するため、暴力団から離脱し、就業した者について、社会復帰アドバイザーが、本人、その家族、雇用事業者等を訪問するなど、事後の対策の充実にも努めている。